

## 救命胴衣着用の義務



平成30年2月以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者に救命胴衣（ライフジャケット）を着用させることが船長の義務になっています。

第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1

(代表) 022-363-0111

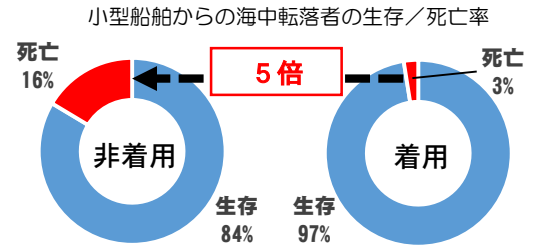
(直通) 022-365-9609

🔍 マリレよろず屋 検索

# 船室外甲板上での救命胴衣着用義務

## ライフジャケットが命を守る

小型船舶でのライフジャケット非着用者の海中転落時の死亡率は、着用者の5倍となっており、ライフジャケットの着用は命を守るために必要不可欠なものです！



## ライフジャケットの種類

着用義務の対象となる場合、原則として国が安全性を確認した証である“桜マーク”のあるライフジャケットを着用しなければなりません。



## 適用除外等の対象例

船室内にいる者

船外で泳ごうとする者

専用装備で海上スポーツをする者



着用義務はありません

防波堤内の係留船上にいる者

船長が定めた安全な場所にいる者



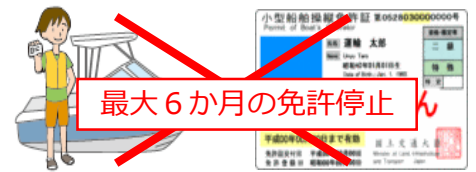
できるだけ着用してください

※適用除外などの対象とするためには様々な要件がありあります。詳しくは国土交通省のホームページでご確認ください。

## 違反すると処分があります！

違反した船長には、違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

5点以上で免許停止の対象となります。



※違反点数の付与は、平成34年2月1日から開始されます。

## 自己救命策確保3つの基本

- 1 海の事件・事故は海上保安庁緊急通報番号**118番**へ！
- 2 ライフジャケットの常時着用！
- 3 連絡手段の確保！



マリレ情報よろず屋  
～バックナンバーはこちら～

海の安全情報スマホ版サイト  
(沿岸域情報提供システム)

